

南九州市選挙管理委員会告示第3号

南九州市選挙管理委員会申請書等の押印の特例に関する規程の制定について

南九州市選挙管理委員会申請書等の押印の特例に関する規程を別紙のとおり制定する。

令和8年6月11日

南九州市選挙管理委員会委員長 門 園 博 徳

（制定理由）

「南九州市申請書等の押印見直しに関する方針」（令和7年度南九総第12900号）が制定されたことに伴い、必要な規程を制定しようとするものである。

南九州市選挙管理委員会申請書等の押印の特例に関する規程

（目的）

第1条 この告示は、選挙管理委員会に提出する申請、届出等の書類（以下「申請書等」という。）について、押印を省略できるようにすることにより、行政手続等の簡素化を図り、もって市民の負担を軽減することを目的とする。

（押印の省略）

第2条 選挙管理委員会に提出する申請書等であって、規程その他の告示（以下「規程等」という。）により押印を要するとされているものについては、当該規程等の規定にかかわらず、押印すべき者（法人にあっては、代表者に限る。以下同じ。）が氏名を自署又は記名する場合には、押印を省略することができる。

（適用除外）

第3条 次に掲げる申請書等に係る場合には、前条の規定は適用しない。

- (1) 法令、条例及びこれらに基づく規程等並びに国又は他の地方公共団体の定めるところにより押印が義務付けられているもの
- (2) 入札書、契約書その他契約事務に関する書類を本市に提出するもの
- (3) 印影の照合が必要となるもの
- (4) 提出者の権利を制限し、又は提出者及びその関係者に義務を課し、若しくは不利益を生じるおそれがある事項に係るもの
- (5) その他選挙管理委員会委員長が特に必要と認めるもの

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の規定により申請書等の押印を省略できる文書は、規程等の定めにかかわらず、規程等が改正されるまでの間、所要の調整をし、申請書等の押印を省略することができる。